

第二敬和苑介護予防ショートステイ事業所運営規定

第1章 総則

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人やまと医正会が経営する敬和苑短期入所生活介護事業所（以下、「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護の事業（以下、「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員の従業者（以下、「従業者」という。）が利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要介護又は要支援者に対し、適切な短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条

事業所の従業者は、利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

2 事業の運営に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村保険者、居宅支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他保健・福祉・医療サービスの提供するものとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 第二敬和苑ショートステイ事業所
- 2 所在地 柳川市大和町塩塚1378番地

（従業者の職種、員数及び内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、事業所従業者の管理及び職務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定短期入所生活介護の提供に当たるものとする。
- 2 生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用者の心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、それぞれの利用者に応じた短期入所生活介護を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等の説明を行う。また、生活相談員は、短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう利用者又はその家族に対し、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助の生活指導を行う。
- 3 看護職員 3名以上

看護職員は、指定短期入所生活介護の提供に当たるとともに、常に利用者の健康状態を把握し、健康保持のための必要な措置を講じる。

4 介護職員22名以上

介護職員は、指定短期入所生活介護の提供にあたり、常に利用者の健康状態を把握し、健康保持のための必要な措置を講じる。

5 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は入所者に係る施設サービス計画の作成に関する業務を行う。

6 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は入所者の日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

7 医師 1名

医師は利用者の健康状態を常に把握し、健康保持のための適切な措置を講じる。

8 栄養士（管理栄養士）1名以上

栄養士は、利用者の栄養並びに心身の状況及び嗜好を考慮し、その者の自立支援に配慮する。

（利用定員）

第5条 事業の利用定員は20人とする。

- 2 当事業所のユニット数は7ユニットで、4階の1ユニット定員2人を除き、その他のユニットは各定員3人とする。

（通常事業の実施地域）

第6条 通常の送迎を実施する地域は、次のとおりとする。

- 2 柳川市、大川市、佐賀県諸富町、みやま市、大牟田市の区域とする。

（指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用）

第7条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとし、指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定短期入所生活介護が法廷代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

第2章 サービスの概要

（内容及び手続の説明及び同意）

第8条 事業所は、短期入所生活介護の提供に際しては、利用決定時、利用申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について文書により入所申し込み者の同意を得るものである。

(短期入所生活介護計画の作成)

第9条 短期入所生活介護計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」という。)は、短期入所生活介護の計画の作成にあたっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。

- 2 計画担当介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該利用者に対する短期入所生活介護の提供に当たる他の職員と協議の上、短期入所生活介護の目標及びその達成時期、短期入所生活介護の内容、短期入所生活介護を提供する上で留意すべき事項等を記載した短期入所生活介護計画の原案を作成するものとする。
- 3 計画担当介護支援専門員は、短期入所生活介護計画の原案について、利用者に対して説明し、同意を得るものとする。
- 4 計画担当介護支援専門員は、短期入所生活介護計画の作成後においても、短期入所生活介護の提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、短期入所生活介護計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて短期入所生活介護計画の変更を行うものとする。
- 5 第1項から第3項までの規定は、前項に規定する短期入所生活介護計画のへんこうについて準用する。

(短期入所生活介護計画の取り扱い方針)

第10条

事業所は、利用者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を打倒適切に行うものとする。

- 2 短期入所生活介護の提供は、短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しておこなうものとする。
- 3 事業所の職員は、短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明をおこなうものとする。
- 4 事業所は、短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。
 - ・事業所は、緊急やむをえない場合においては、管理者若しくは看護職員等が主治医又は嘱託医等へ連絡を行い、家族・医療機関・事業所にて協議の上、一時的に行うことができるものとする。又、解除する場合においても家族・医療機関・事業所において協議をおこなうものとする。
 - ・事業所は、緊急やむを得ず身体拘束等を行った場合は経過観察記録・身体拘束に関する説明書に記録するものとし、家族及び医療機関・事業所の情報の共有化を図るものとする。

とする。

- 5 事業所は、自らその提供する短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(介護)

第11条

介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術を持って行うものとする。

- 2 事業所は、1週間2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させるものとする。ただし、医師の指示により入浴させることができない場合は、身体の清拭をおこなうものとする。
- 3 事業所は、利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助をおこなうものとする。
- 4 事業所は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、適切に取り換えるものとする。
- 5 事業所は、利用者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を受けさせてはならない。
- 6 事業所は、利用者に対し、その負担により、事業所以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第12条

食事の提供は、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとする。食事の時間は、朝7時30分、昼12時、夕6時とする。

- 2 食事の提供は、利用者の自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して食堂で行うよう努めるものとする。

(相談及び援助)

第13条

事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等を的確に把握するよう努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の供与等)

第14条

事業所は、供応娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うものとする。

- 2 事業所は常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(機能訓練)

第15条

事業所は、利用者に対し、その心身の状況等に応じ、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。

(健康管理)

第16条

施設の医師又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとるものとする。

- 2 事業所は、看護職員により24時間連絡体制（夜間の緊急時対応体制）を確保し、利用者の健康上の管理等を行うものとする。

(衛生管理等)

第17条

事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

- 2 事業所は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように感染症への対応方策を整備し、感染症管理体制の徹底を図るものとする。

(協力医療機関)

第18条

協力医療機関及び協力歯科医療機関は、次のとおりとする。

協力医療機関	藤野医院
所在地	柳川市大和町中島1054番地2
協力歯科医療機関	福岡歯科クリニック（訪問歯科）
所在地	大牟田市歴木1807-80

第3章 利用料その他の費用

(利用料等の受領)

第19条

事業所は法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、利用者から別表1に掲げる利用料の一部及び食事代・居住費の負担額の支払いを受けるものとする。

ただし、利用者が利用料の減免の認定を受けているときは、その認定に基づく支払いを受けるものとする。

2 事業所は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの費用に当たっては、利用決定時に、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第20条

事業所は、法定代理受理サービスに該当しない短期入所生活介護に係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付するものとする。

第4章 施設使用に当たっての留意事項

(留意事項)

第21条

利用者は次の事項を守らなければならない。

- ① 職員の指導に従い、利用者相互の友愛と親和を保ち、日常生活において心身の安定を図るように努めること。
- ② 施設及び居室の清潔、整頓その他環境衛生の保持のために協力するとともに、身の周りを整え、身体及び衣類の清潔に努めること。
- ③ 建物、備品及び貸与物品は大切に扱うように努めること。
- ④ 火災予防上、次の点については特に注意を払い、火災防止に協力すること。
 - ア 喫煙は、所定の場所で行うこと。
 - イ 発火の恐れのある物品は、施設内に持ち込まないこと。
 - ウ 火災予防上、危険を感じた場合は、直ちに職員に連絡すること。
- ⑤ 飲酒は、施設長が定めた時間と場所で行うこと。

(面会)

第22条

利用者に面会しようとする外来者は、続柄、要件等を面会簿に記入して、面会時間等の注意事項に従い、面会しなければならない。

(外出・外泊)

第23条

利用者が外出又は外泊を希望するときは、事前に施設長に申し出なければならない。
(外出・外泊届の提出)

(身上変更の変更)

第24条

利用者は、身上に関する重要な事項に変更が生じたとき、速やかに施設長に届け出なければならない。

第5章 非常災害対策

(非常災害対策)

第25条

事業所は、非常防止と入所者の安全を図るため、別に定める防災に関する規定に基づき、常に利用者の安全確保に努めるとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

第6章 その他事業所運営に関する重要事項

(掲示)

第26条

事業所は、当該事業所の見えやすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務の体制、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(職員研修)

第27条

本事業の社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。

(秘密保持)

第28条

事業所の職員又は職員であった者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業所は、居宅介護支援事業者に対して、利用者に関する情報を提供するには、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。

(利益供与等の禁止)

第29条

事業所は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に事業所を紹介するなどの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないものとする。

2 事業所は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、事業所からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しないものとする。

(苦情処理)

第30条

事業所は、その提供した指定短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第3者委員を設置するものとする。

- 2 事業者は、その提供した短期入所生活介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員から質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善をおこなうものとする。
- 3 事業所は、その提供した短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(地域との連携)

第31条

事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第32条

事業所は、利用者に対する指定短期入所者生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族に連絡をおこなうとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族に連絡をおこなうとともに、必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第33条

事業所は、従業者、設備、会計及び利用者に対する短期入所生活介護の提供に関する記録を整備し、保存しておくものとする。

- ① 管理に関する記録
 - ア 事業日誌
 - イ 沿革に関する記録
 - ウ 職員の勤務状況、給与等に関する記録
 - エ 定款及び施設運営に必要な諸規定
 - オ 重要な会議に関する記録
 - カ 月間及び年間の事業計画及び事業実施状況表
 - キ 関係官署に対する報告書等の文書綴り

- ② 利用者に関する記録
 - ア 利用者台帳
 - イ 短期入所生活介護計画
 - ウ 処遇日誌
 - エ 献立その他給食に関する記録
 - オ 利用者の健康管理に関する記録
 - カ 緊急やむを得ない場合に行った身体拘束に関する記録
- ③ 会計に関する記録

(身体拘束等)

第34条

事業所は、身体拘束等は原則として禁止する。

- 2 事業所は、緊急やむを得ない場合において、管理者若しくは看護職員が、主治医または嘱託医等へ連絡を行い、家族・医療機関・事業所にて協議の上一時的に行うことができるものとする。また、解除する場合においても、家族・医療機関・事業所において協議を行うものとする。
- 3 事業所は、緊急やむを得ず身体拘束を行った場合は、経過観察記録・身体拘束に関する説明書に記録するものとし、家族及び医療機関・事業所の情報の共有化を図るものとする。

(夜間看護体制)

第35条

事業所は、嘱託医・協力病院と連携し必要時は24時間の連絡体制を確保して必要に応じ健康上の管理等に対応すること。夜間は医療スタッフが不在で、看護師は緊急時の連絡により駆けつけるオンコール体制であること。

(緊急時等における対応)

第36条

事業所は、サービスを実施中の利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医又は協力医療機関等に連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(虐待防止のための措置)

第37条

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に関催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための規定の整備。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（補足）

第38条

この規定に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

付則

この規程は、平成23年10月 1日から施行する

この規程は、令和 4年10月 1日から施行する

この規程は、令和 4年12月 1日から施行する

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する

この規程は、令和 6年 6月 1日から施行する

この規程は、令和 6年 8月 1日から施行する

(別表1-1)

敬和苑短期入所生活介護費(予防・要介護)利用料金 1割負担(1日)

	予防		要介護				
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設サービス費	529円	656円	704円	772円	847円	918円	987円
生活機能訓練体制加算	12円		12円				
サービス提供体制加算(Ⅲ)	6円		6円				
夜勤職員配置加算Ⅳ	—		20円				
看護体制加算(Ⅰ)	—		4円				
看護体制加算(Ⅱ)	—		8円				
サービスに係る1日あたりの自己負担	547円	674円	754円	822円	897円	962円	1037円

介護職員処遇改善加算Ⅱ ---総利用単位数 13.6%(円)

送迎体制加算	片道184円 *実施区域を越える場合は別途加算		
	実施区域を越え5km未満:70円		実施区域を越え5km以上:140円
食事代 (1日) 1,445円			
朝食 390円	昼食 555円	夕食 500円	
居住費 (1日) 2066円			

負担軽減を受けた場合(1日あたりの費用)

	居住費	食費
第2段階	880円	600円
第3段階①	1370円	1000円
第3段階②	1370円	1300円

理美容代	カット:1,100円	カット+顔剃り:1,700円
------	------------	----------------

- * 「生活機能訓練体制加算」とは、機能訓練指導員配置による加算です。
- * 「サービス提供体制加算」「夜勤職員配置加算」とは、入所者数に対し介護福祉士を一定割合以上配置しているとともに基準を上回る夜勤職員配置による加算です。
- * 「看護体制加算」とは、常勤の看護師の配置や基準を上回る看護職員配置による加算です。

(別表1-2)

敬和苑短期入所生活介護費(予防・要介護)利用料金 2割負担(1日)

	予防		要介護				
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設サービス費	1058円	1312円	1408円	1544円	1694円	1836円	1974円
生活機能訓練体制加算	24円		24円				
サービス提供体制加算(Ⅲ)	12円		12円				
夜勤職員配置加算Ⅳ	—		40円				
看護体制加算(Ⅰ)	—		8円				
看護体制加算(Ⅱ)	—		16円				
サービスに係る1日あたりの自己負担	1094円	1348円	1508円	1644円	1794円	1924円	2074円

介護職員処遇改善加算Ⅱ ---総利用単位数 13.6%(円)

送迎体制加算	片道184円 *実施区域を越える場合は別途加算	
	実施区域を越え5km未満:70円	実施区域を越え5km以上:140円
食事代 (1日) 1,445円		
朝食 390円	昼食 555円	夕食 500円
居住費 (1日) 2066円		

理美容代	カット:1,100円	カット+顔剃り:1,700円
------	------------	----------------

- * 「生活機能訓練体制加算」とは、機能訓練指導員配置による加算です。
- * 「サービス提供体制加算」「夜勤職員配置加算」とは、入所者数に対し介護福祉士を一定割合以上配置しているとともに基準を上回る夜勤職員配置による加算です。
- * 「看護体制加算」とは、常勤の看護師の配置や基準を上回る看護職員配置による加算です。

(別表1-3)

敬和苑短期入所生活介護費(予防・要介護)利用料金 3割負担(1日)

	予防		要介護				
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設サービス費	1587円	1968円	2122円	2316円	2541円	2754円	2961円
生活機能訓練体制加算	36円		36円				
サービス提供体制加算(Ⅲ)	18円		18円				
夜勤職員配置加算Ⅳ	—		60円				
看護体制加算(Ⅰ)	—		12円				
看護体制加算(Ⅱ)	—		24円				
サービスに係る1日あたりの自己負担	1641円	2022円	2262円	2466円	2691円	2886円	3111円

介護職員処遇改善加算Ⅱ ---総利用単位数 13.6% (円)

送迎体制加算	片道184円 *実施区域を越える場合は別途加算	
	実施区域を越え5km未満:70円	実施区域を越え5km以上:140円
食事代 (1日) 1,445円		
朝食 390円	昼食 555円	夕食 500円
居住費 (1日) 2066円		

理美容代	カット:1,100円	カット+顔剃り:1,700円
------	------------	----------------

- * 「生活機能訓練体制加算」とは、機能訓練指導員配置による加算です。
- * 「サービス提供体制加算」「夜勤職員配置加算」とは、入所者数に対し介護福祉士を一定割合以上配置しているとともに基準を上回る夜勤職員配置による加算です。
- * 「看護体制加算」とは、常勤の看護師の配置や基準を上回る看護職員配置による加算です。